

伊方原発運転差止広島裁判
あなたもこの裁判の原告になってください

原告になるには

◆資格

年齢性別、国籍を問いません。全ての方が原告になることができます。
※ただし同じ目的を持った複数の訴訟がある場合、原告を兼ねることはできません。現在同じ伊方原発差止め目的で松山地裁で訴訟中ですが、こちらの原告の方は広島裁判の原告になることができません。

◆要件

(1) お一人1万円の参加費の支払い

参加費のほぼ半分は裁判所手数料にあてられ、残り半分は弁護士諸費用や活動費にあてられます。

※なお、広島原爆・長崎原爆の被爆者で「被爆者健康手帳」をお持ちの方は参加費無料となります。

(2) 委任状のご提出

◆手続き

1. 申し込み書（裏面参照）提出と参加費1万円の払い込みの確認をもって原告団名簿に登録します。
2. 登録されたことをメールか封書で通知しますのでご確認ください。
3. 委任状は、裁判所への提訴が近づいてからご提出願います。あらためて委任状原紙をお送りしますので、それに所定事項をご記入の上、ご提出ください。
4. 正式に原告になられたことをメールか封書でご連絡いたします。ご確認ください。

◆原告としての活動

1. 原告団・応援団会議に参加してください。
2. この裁判の意義をできるだけ多くの人に知らせてください。
3. 公判にはできるだけ参加してください。

その他、ご質問やお問い合わせは原告団事務局にご遠慮なく連絡ください。



伊方原発広島裁判応援団

住所：〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203

E-mail：saiban_office@hiroshima-net.org

担当者：網野沙羅（伊方原発運転差止原告団事務局次長）

web サイト：http://saiban.hiroshima-net.org/

伊方原発広島裁判 原告申込書

(ご記入日) 年 月 日

ふりがな	
お名前	
被爆者ですか、 一般の方ですか	被爆者です ・ 一般です
住 所	〒 ー ----- 都 道 府 県 -----
電話番号（緊急時の連絡先として）	
E-mail（メールでのご連絡・経過通知をご希望の方）	
何か一言ありましたらお書き下さい	
※書き込まれたコメントはメールや web サイトにて 公表させていただく場合があります。	

当会は、いただいた個人情報を次の規定に基づいて厳重に管理・運営いたします。

1. 秘密の厳守：個人情報を当裁判手続き以外の目的で使用しません。
2. 譲渡・提供の禁止：個人情報を会の外部に流出あるいは譲渡・提供しません。